

令和2年4月9日

市内学校園  
保護者 様

都市整備局長

緊急事態宣言が発令されたことに伴い、市内の公園及びこども広場について、次のとおり、利用を制限しています。

- 1 新型コロナウイルス感染を防ぐため、市内の公園及びこども広場での飲食を伴う花見や団体での利用、接触の多い運動、近い距離での会話はやめてください。  
ただし、この措置は、公園及びこども広場での健康維持のための散歩やジョギング、軽い運動を制限するものではありません。
- 2 上記措置は、令和2年4月8日から5月6日までの間実施します。  
この実施期間を変更する場合は、改めてお知らせします。
- 3 マスクの着用や手洗いを徹底しましょう。

以上